

金融分野の個人情報保護に関する法制上の措置についての主な御意見

- ガイドラインの努力措置に基づく検査・監督は過度の裁量権を与えるものであり、検査・監督の透明性を確保すべき。
- ガイドラインの実効性に関しては、事業者において、主務大臣の権限行使がどこまで行われるかが明確である必要がある。
- 個人情報保護法と各業法の法益を整理したうえで、個人情報漏えい防止の観点から、ガイドラインを守らない場合についての実効性ある行政措置を明示する必要があるのではないか。
- 個人情報漏えい防止の実効性を確保するためには、情報技術の進歩等に対応した安全管理措置等を事業者に義務付ける必要があるが、そのためには、業法上の位置付けの明確化及び検査・監督上の体制等の整備が求められる。
- 信用情報の管理は、本人同意によるコントロールよりも、信用情報機関そのものを監督する方がよいのではないかという点も含めて、個別法の必要性について更に議論すべき。
- 個人情報保護法のオプトアウト方式の枠組みは信用情報の取扱いとしては従来と異なり、信用情報機関からの返済能力情報の目的外利用禁止について貸金業規制法等の強化が図られるのであれば、個別法は不要とはならないのではないか。
- センシティブ情報の原則取得禁止等は、法律として罰則を課すことも含めて議論すべき。
- 金融分野のガイドラインは特に厳格な取扱いを規定しており、それを踏まえて自主ルール等に対応することから、個別法は過剰な規制となる。
- 個人情報保護法及びガイドラインに加えて「自主ルール」の遵守により個

個人情報の必要かつ十分な保護が可能であり、個別法の制定は必要ない。

- ガイドラインの検討と並行して、個別法の検討を行う必要がある。
- 個人信用情報の管理は、人格権に関する問題として、刑罰を伴う特別な立法が必要ではないか。
- 個人情報保護法に基づき情報の有効利用と個人の権利利益の保護のバランスが必要であり、個別法の制定までは必要ない。
- 事業者における自主的取組みと業法に基づく検査・監督上の対応により個人情報の保護が効果的に図られるものと考えられ、情報利用の有用性も考慮すると、個別法の制定までは必要ない。
- ガイドラインは金融分野の個人情報の取扱いについて特に厳格な実施を求めており、安全管理実務指針も含め、更に個別法による制限措置を講ずることは個人情報の有効利用を必要以上に制限するため必要ない。
- 個人信用情報の保護については、貸金業規制法等の既存の枠組みを踏まえて、事業者に対して、高度の注意義務を課し、罰則を持つ特別法を立法すべき。
- 金融分野において個別法で罰則規定を設けた場合、金融分野の情報を活用する金融分野以外の者等とのバランスを失することになるのではないか。
- 本来は、統一消費者信用法といった統一的な保護措置がなされるのが最も望ましい。
- 業態横断的な規制・監督のあり方の議論が不十分なまま、一部の事業者のみにしか効力を有しない個別法を制定することは過剰な規制である。
- 不正な手段で個人情報を取得、利用した者を罰する法律も必要。